

02JJA 第 015 号  
令和 2 年 4 月 20 日

新型コロナウイルス感染症対策本部  
本部長 内閣総理大臣 安倍 晋三 様

公益社団法人全国学習塾協会  
会長 安藤 大作



## 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

国におかれては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けて総力を挙げて取り組んでいただいていることに感謝申し上げます。

当協会においても、1月下旬から感染症に関する情報発信を行い、以降も、学習塾の運営に関する指針や感染症対策ガイドラインを公表する等により、感染拡大防止に努めてまいりました。

一方で、全国的な外出の自粛や学習塾に対する休業要請等により、多くの学習塾がその影響を受け、業況が悪化しています。そのような厳しい状況下でも、多くの学校が休校する中、子どもたちの学習機会を確保するという使命の下、オンライン授業への転換や感染拡大防止策の徹底に努めて指導を継続している学習塾が全国にはたくさんあります。

継続して子どもたちの学習機会を確保し、教育を受ける権利を担保するためにも、これまで子どもたちの学力を支えてきた学習塾に対して、十分な経済対策を講じていただけますようお願い申し上げます。

つきましては、下記の要望について、適切かつ迅速な対応を賜りますよう強くお願い申し上げます。

### 記

#### 1 財政支援

休業要請に応じた学習塾または自主的に休業した学習塾に対して、地域を問わず、補償に代わる支援として協力金を支給すること。また、刻一刻と変化する状況に応じた財政支援を随時、検討・実施すること。

#### 2 金融支援

新型コロナウイルス感染症特別貸付等について、売上高だけでなく、キャッシュフ

ロー等も考慮し事業者の状況に応じて迅速かつ臨機応変に対応すること。

### 3 オンライン授業・テレワークに関する支援

IT 導入補助金について、要件緩和や手続きの簡略化を図ると同時に、補助額の増額または補助率を引き上げること等により、学習塾におけるオンライン授業・テレワークの推進を強力に支援すること。

### 4 子どもたちの学習環境の整備

子どもたちが、学校再開後に安心して勉強できる環境を準備しておくために、公教育と民間教育により、休校期間中の学習内容等についての情報共有・連携を推進すること。また、休校期間中に学校外において、学習機会を確保しづらい子どもについては、期間限定で学校外教育バウチャーを支給する等により配慮すること。